

令和6年第5回農業委員会議事録

令和6年5月27日

長瀬町農業委員会

令和6年第5回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和6年5月27日
開催年月日 令和6年5月27日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 常木 真人
閉会時刻宣告者 14時11分 事務局長 常木 真人
会 長 宮澤 史明

○出席委員

農業委員

席次	氏 名	席次	氏 名
1	常木 三郎	10	松本 高正
2	林 春政	11	野原 重信
3	武井 哲夫	12	島田 暁
4	朽原 仁	13	宮澤 史明
5	野原 隆男		
6	鈴木 智子		
7	井上ゆかり		農地利用最適化推進委員
8	山口 俊司		第1区域 堀口 栄一
9	齊藤喜久夫		第2区域 坂上 健司

○欠席委員

第3区域 須賀 勤

第4区域 野口 稔

議事参与者 事務局長 常木 真人 主 任 小川 竜太
主 任 野原 靖子

会議件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請3件について
- (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請1件について
- (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請1件について
- (4) その他

- ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 それでは、皆さん、定刻になりましたので農業委員会を開会いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、宮澤会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。

先日、8日と22日にふるさと農園の除草を行いました。ご協力いただきました方、どうもありがとうございます。この農業委員会が終わった後に事務局からちょっとまた提案をさせていただいて、もう少し楽にやりたいなというふうに考えておりますので、また都合のつく方は除草のほうのご協力をよろしくお願いします。刈払機でやるよりも管理機で回ったほうがいだろうという、そういう提案ですので、後で説明させていただきます。

それから、本日は3条申請が3件出ています。農地取得の下限面積が撤廃された後、やはり3条での申請が増えておりまして、喜ばしいことなのかなと。遊休農地になるよりは、小さい面積でも農地として使っていただくほうがよろしいので、ご近所の方で、家庭菜園等の利用でも結構ですから、もしそういう話がありましたら農地のあっせんにご協力いただきたいなというふうに思います。

それから、本日は農振協議会がこの後、予定されておりますので、農業委員の皆様には終了後ちょっと残っていただきたいということで、よろしくをお願いいたします。

それでは、よろしく申し上げます。

○事務局長 それでは、早速会議に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

ただいまの出席農業委員は全員の13名です。定足数に達しておりますので、これより会議

を開きます。

なお、本日の会議に推進委員の野口委員、須賀委員より欠席の届出がありましたので、報告させていただきます。

◎議事録署名人の指名

○議長 次に、議事録署名人の指名を行います。

9番、齊藤喜久夫委員、10番、松本高正委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に9番、齊藤喜久夫委員、10番、松本高正委員を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長 ここで、諸般の報告をいたします。

5月10日金曜日に横瀬町役場で、農業委員会秩父郡市協議会の役員会に事務局長と出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請3件について

○議長 それでは、議案に移りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請3件について議題とします。

農地法第3条、番号1、——氏が所有の農地を——氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号、農地法第3条、番号1について説明いたします。

譲受人、住所、氏名、——さん。譲渡人、住所、氏名、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字岩田字——、——、——、地目は全て田、面積は上から57、99、59平米の3筆で、合計215平米となります。権利の内容は、所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。

場所は、岩田区内、南州工業より東に約100メートルにある場所です。

裏面に現況写真がございますのでご覧ください。

次に、農家の状況は、耕作農地を所有、借入れはございませんが、今回の申請地の一部で既に果樹を栽培しておる状況です。農業従事者は本人と妻の2人です。年間農業従事日数は、本人160日、妻は150日ということです。

次に、計画の内容ですが、今回取得する農地は、地目は田、面積は215平米、利用状況は一部栽培中となっております。

次に、資金計画は、

次に、作付計画ですが、作付品目は果樹、野菜、花です。作付の時期は令和6年6月以降を予定しているそうです。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、その他の区域となります。

次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として、第2種農地と判断されます。

そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別地域にあり、幹線34号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

9番、齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

○9番齊藤喜久夫委員 5月20日に事務局の小川さんと推進委員の野口委員、それと——さん本人、4人で現地の確認を行わせていただきました。

本人は、この前に岩田の今現住所のところに家を取得してリフォームをしたそうです。練馬の方で、長瀬と練馬の2拠点で生活をしている方です。月曜日から木曜日が長瀬で、金土日が東京練馬というふうにお聞きしてございます。現在長瀬で植木屋さんをやっていますが、非常に若い方、49歳だそうです。奥さんと2人で暮らしております。

先ほど会長さんの挨拶の中にもありましたとおり、これまでは農地法第3条については農業者間の売買しかできなかった、基本できなかったんですけども、法改正もありまして、一般の方でも一定の条件を満たせば取得ができるということになりまして、下限面積の関係も大分緩和されて、なくなったということもありますので、今回の申請に至ったというふう

に考えております。

いわゆる条件というのはどういうことかという、ちょっと調べてきましたけれども、営農する意思があることと、買う契約書だとか購入先だとか時期等が確定しておると、また、営農の計画書を提出していただくと、それを農業委員会で認めるという方で、一般の方ということでございます。

先ほどもありましたように、面積もこれで農業振興に役立つとは思いませんが、農地保全という観点からすればいいことかなと、3条申請でございますので、そう思っております。

野口委員、今日欠席ですが、意見としては同意見だそうです。

以上でございます。

○議長 担当区域推進委員の野口委員が欠席ですので、説明は省きます。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は農業委員会として許可したいと思います。これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可することに決定いたします。

次に、農地法第3条、番号2、———氏が所有の農地を———氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号、農地法第3条、番号2について説明いたします。

譲受人は番号1と同様になりますので、省略させていただきます。譲渡人、住所、氏名、
—————さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字岩田字———、地目は畑、面積は419平米の1筆です。権利の内容は、所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。

場所は、番号1より少し西側、大体100メートルにある場所です。

裏面に現況写真がございますのでご覧ください。

次に、農家の状況も番号1と同様のため、省略させていただきます。

次に、計画の内容ですが、今回取得する農地は、地目は畑、面積は419平米、利用状況は現在休耕中となっております。

資金計画は、_____

次に、作付計画ですが、作付品目は花、果樹です。作付の時期は令和6年6月以降を予定しているそうです。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、その他の区域となります。

次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として、第2種農地と判断されます。

そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別地域にあり、町道岩田32号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

9番、齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

○9番齊藤喜久夫委員 先ほどと説明一緒ですので、省略させていただきます。

以上です。

○議長 齊藤喜久夫委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

齊藤委員、この花と果樹は何か具体的に言っていましたか。

○9番齊藤喜久夫委員 言っていたっけ。

○事務局 果樹については、レモンとか何かいろいろ試したいという話を現場ではしました。

○9番齊藤喜久夫委員 ミカンの話をしていた。ミカンはここでは無理だよ。矢那瀬だったら大丈夫だけれども、岩田の寒冷地では無理だから、冬場の対策をちゃんとしろという指導はさせていただきました。

○議長 農協の直売所に出すのか。

○事務局 いや、多分そこまではしない。

○9番齊藤喜久夫委員 ちょっとそういう感じじゃなくて……

○議長 家庭菜園みたいなものか。

○9番齊藤喜久夫委員 家庭菜園……

○事務局 自家消費。

○事務局 少しいろいろと現場で齊藤委員からの助言などもあり、いろいろ試してみよう。

カボスなどがもしかしたら大丈夫なんじゃないかなど。

○9番齊藤喜久夫委員 話になったけれども、どうか分からない。家庭菜園でも使っていたら雑草を生やすよりはいいだろうという程度です。

○11番野原重信委員 譲り渡す人は——さん、字がちょっと違うんですけども、親戚とか。

○事務局 でも親戚では、近所なんですけれども、この人も出は多分この辺の人なんですけれども、親戚ではないと思います。

○9番齊藤喜久夫委員 たまたま相続の関係でこの所有の人が持ったという話はちょっと伺ったんですけども、多分岩田の出なんですよね。

(発言する者あり)

○議長 ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は農業委員会として許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可することに決定いたしました。

次に、農地法第3条、番号3、——氏が所有の農地を——氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号、農地法第3条、番号3について説明いたします。

譲受人、住所、氏名、——さん。譲渡人、住所、氏名、——さん。今回の譲受人は譲渡人の妻の姉に当たる方です。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字——、地目は畑、面積は132平

米の1筆です。権利の内容は、所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。

場所は、上袋区内、高砂保育園の西側約50メートルにある場所です。

裏面に現況写真がございますのでご覧ください。

次に、農家の状況は、耕作農地を所有、借入れはございませんが、今回の申請地の北側に自宅があり、露地野菜を中心に耕作を現在しております。農業従事者は本人と夫です。年間農業従事日数は、自宅の目の前のため毎日、365日ということです。

次に、計画の内容ですが、今回取得する農地は、地目は畑、面積は132平米、利用状況は耕作中となっております。

次に、資金計画は、_____

_____ご確認をお願いします。

次に、作付計画ですが、作付品目はサツマイモ、ジャガイモ、大根、ネギです。作付の時期は、現在耕作中です。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、その他の区域となります。

次に、農地の区分は、300メートル以内に駅、役場が存在する農地として、第3種農地と判断されます。

そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域にあり、町道本中106号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

5番、野原隆男委員の説明をお願いします。

○5番野原隆男委員 それでは、説明させていただきます。

5月22日に、事務局の小川さんと推進委員の堀口委員と譲受人である_____さんと現地確認に行きました。

場所についてですが、場所は事務局の説明にあったとおりでございます。上袋区内の高砂保育園から西に50メートルにある場所です。

現地についてですが、現地を見ましたら現在耕作中です。場所は自宅の目の前で、毎日作業ができる。耕作面積も大きくなく、問題ないと思います。

お年寄りのお二人さんでやっているようなので、頑張ってやっついこうというようなことで、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 野原隆男委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

5月22日、農業委員の野原委員、事務局の小川さんと、あと——さんと現地立会いを行いました。

場所は、先ほど言っていますけれども、高砂保育園の西側で、譲受人の——様の住宅のすぐ南側の畑であります。

ちょっと写真では分かりづらいんですが、ジャガイモ、カボチャをはじめ多種の野菜が植え付けられております。畑の管理も行き届いておりますので、特に問題ないと思います。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

○11番野原重信委員 ちょっと変な質問かもしれないですが、受人が同じ名前になっているんですけれども、旦那さんが普通なんじゃないですか。ちょっと変な話なんですけれども、そういうのは関係ないんですか。

○事務局 それで、こちらのほうが親族間の中になるんですけれども、譲受人の方が譲渡人の妻の姉の、旦那さんとなると妻の姉の夫、少し遠くなる。そういった関係で、親族関係で近いほうが——さんに当たるので、——さんが譲受人ということを聞いております。

○議長 どちらでもいいんですね。

(発言する者あり)

○議長 ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は農業委員会として許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がありましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可することに決定いたします。

◎議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請1件について

○議長 続きまして、農地法第4条、番号1、

—氏所有の農地を進入路へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、農地法第4条、番号1についてご説明いたします。

番号1、申請者、氏名、—さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字—、地目は畑、面積は9.20平米の1筆です。転用の目的は、自己用住宅の敷地拡張となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。

場所は、長瀬上区内、長瀬町ふるさと農園から南東約100メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、このたび申請させていただく土地は、平成15年に—氏が相続により取得したものです。申請地は自宅の西側に隣接し、昭和60年に亡き父が相続する以前より、—と一体で宅地と認識して利用してまいりました。しかし、今回土地の確認を行ったところ、農地転用及び地目変更登記の手続が未了であることが判明しました。今後とも申請地を引き続き宅地として使用したく申請する次第です。今後はこのようなことのないよう法令を順守してまいりますので、どうかこの申請が許可となりますようお願いいたしますということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図、現況写真をご覧ください。

次に、資金計画ですが、新たに発生する費用はございません。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、その他の区域となります。

次に、農地の区分は、駅から500メートル以内にある農地のため、第2種農地と判断されます。

次に、そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道長瀬21号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

12番、島田暁委員の説明をお願いします。

- 12番島田 暁委員 5月22日、事務局の小川さんと推進委員の堀口委員と現地確認に行きました。

場所はふるさと農園の東側100メートルにある宅地内です。現地は、家を建てた後に屋根の軒先が隣の農地にかかってしまい、幅30センチぐらいの土地を購入しましたが、農地転用の手続が未了のままで亡き父より相続されており、今回土地の確認を行ったところ判明しました。

配置図を見ていただきますと、30センチぐらいしかないところが本当に軒下になっておりまして、今は隣にも家を建てておりまして、境にブロック塀も設置されております。現在は宅地の一部になっており、畑としての利用は不可能だと思います。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

- 議長 島田暁委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

- 堀口栄一委員 堀口です。

5月22日、農業委員の島田委員、それから、ちょうど野原委員もいましたので野原委員、事務局の小川さんと立ち会ってまいりました。

場所は、先ほど言っています、ふるさと農園の東側でございます。住宅が建ち並んでいるところです。

進入路とありますけれども、これは以前、先ほどお話があったように、この住宅の屋根の雨水が落ちる範囲を購入したということで聞いております。追認ということで、これはやむを得ないと思います。

ご審議のほどお願いいたします。

- 議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

- 6番鈴木智子委員 ちょっと余り関係ないかもしれないんですけども、この方、破産者となっているんですけども、住所も長瀬ではないですし、ここの場所は住んでいるんですか。

- 事務局 説明させていただきます。

破産された方はこの——さん、こちらは、ごめんなさい、掲載の住所につきましては破産管財人である弁護士の住所となっております。

- 6番鈴木智子委員 では、この人は今ここに住んでいらっしゃる。

○事務局 一応は居住はしております。権利上の住宅の財産としての所有は今ない状態、居住はしているだけの状態ということです。

○議長 破産者なの。

○事務局 そうです。

○議長 取られているんだ。

○事務局 そうです。おっしゃるとおりです。

(発言する者あり)

○事務局 分かりやすく言うとそういうことです。今代わりに弁護士が財産を……

○議長 気がついたのは弁護士だろう、これ。

○事務局 そういうことです。最近……

○議長 えっ、農地があったのという感じだよな。

○事務局 そういうことです。財産をお金にしていくためにいろいろ今整理をしているところ。そのお金にしたものを債権者に充てていくような。

○委員 やむを得ないと思います。

○事務局 そうですね。

○事務局 売るための整理みたいな。

○事務局 そういうことです。

(発言する者あり)

○議長 ほかにございますか、質疑は。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請1件について

○議長 次に、農地法第5条、番号1、——氏所有の農地を——氏が駐車場へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第3号、農地法第5条、番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人、住所、氏名、——さん。譲渡人、住所、氏名、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字野上下郷字——、地目は畑、面積は178平米の1筆です。転用の目的は駐車場となります。権利の内容は、賃借権の設定となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。

場所は、辻区内、洞昌院から北側約200メートルにある場所です。

次に、申出の事由ですが、寺院への来客の駐車する駐車場として昭和60年頃から利用している。隣接する——の農地を、農地法第5条の申請の際、本件土地が無断転用であることが指摘されました。今までは賃借しているが、引き続き賃貸借契約を継続することとなり、本申請に及びましたということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図、現況写真をご覧ください。

次に、資金計画ですが、——となります。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、その他の区域となります。

次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として、第2種農地と判断されます。

次に、そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道野上下郷44号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

2番、林春政委員の説明をお願いします。

○2番林 春政委員 先日20日に、事務局の小川さんと推進委員の坂上委員、私、3人で現地調査を行いました。

この駐車場は、——で無断で使っていたということなのかな、もともと20年間、10年から20年ぐらいずっと駐車場で使っているんで、特に問題はないと思います。

ご審議のほどお願いいたします。

○議長 林春政委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、坂上健司委員の説明をお願いします。

○坂上健司委員 お世話になります。

先ほど林委員のほうから説明があったように、5月20日、小川さんと林委員と3名で現地を確認してまいりました。

これは説明してもらったように、60年代頃から駐車場として現在も使用中でございます。申請のほうが遅れたということで、特別問題はございません。

以上です。

○議長 坂上健司委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

○11番野原重信委員 このお寺の、これはもう何件も何かこういう委員会であるんですけども、何か問題とかそういうものはあるんですか。

○事務局 その件につきましては、まず、申請の事由にも書かせていただいているんですけども、以前農地法5条の申請がまずあったんです。その際に、同じ駐車場として使っていたんですけども、違う方が所有であったので、今回申請は通すんですけども、こちらのほうの是正もお願いしますという依頼をかけさせていただいておりますので、今回、少し時間のラグは出てしまっているんですけども、一つ一つ整理していただいているところで、野原委員おっしゃるのは、以前も畑の取得でも出たんですけども、そちらのほうも併せて、ちょっと使用について、まだどのように使用するか定まっていなかった状況だったんです、駐車場にするとか。そういった話があった際にも、その使用に含めても、しっかり何にするか決めてから申請上げて、その際には、——の方が畑をそのまま耕作するというところで取得したところがまた別であるので、ここ1年の間に3回ぐらい今出ているので、なので、言いますと、一つ出ると、今使っているほかのものも一緒に現地調査することになるので、指摘が入るんです。ここをしっかりとね、ここしっかりと今回の申請通さない、それを今順々にクリアしていただいているところの、これ恐らく最後になると思います。

(発言する者あり)

○議長 農地法そのものがなかなか浸透しないということもありますので、農業委員の皆様には農家さんとか農地を取得する方にいろいろ手続等サポートしていただきたいなというふう

に思います。

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、まず、6月の委員会の日程でございます。

6月の委員会は、6月25日火曜日午後1時30分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、25日火曜日午後1時30分からといたします。

事務局からほかにご連絡はありますか。

○事務局 その他で、先月の許可状況なんですけれども、一つ、進入路として杉郷区内であった1点については、県の審査の過程で書類の追加を求められており、保留となっておりますが、許可見込みとなっております。

(発言する者あり)

○議長 それでは、この後、農振協議会がありますので、農業委員の方は残っていただきます。

この後、終了した後に、ふるさと農園の除草の管理について事務局から少し調整させていただきたいと思いますので、していただきたいなと思います。

それから、緑の募金につきましては、小川さんのほうに100円以上、ご協力いただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上で本日予定した議題等は全て終了いたしました。

これで、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局長

(午後 2 時 1 1 分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和6年5月27日

議 長 宮 澤 史 明

署名委員 齊 藤 喜 久 夫

署名委員 松 本 高 正